

島根原子力発電所 許認可申請案件

	号機	件名	申請(補正)概要	申請(補正)時期	備考
設置変更許可	2	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	(審査中)	補正(1回目):2022年2月28日
	3	新規制基準適合性確認	3号機の運転開始のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	(審査中)	補正(1回目):2021年12月22日 補正(2回目):2022年6月29日
	3	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	3号機の新規制基準適合性確認に係る変更許可後に申請	
施工認	2	新規制基準適合性確認	2号機の再稼働のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	(審査中)	補正(1回目):2021年10月1日 補正(2回目):2021年12月22日 補正(3回目):2022年3月28日 補正(4回目):2022年5月25日 補正(5回目):2022年7月28日 補正(6回目):2022年10月31日 補正(7回目):2022年12月23日 補正(8回目):2023年6月22日 補正(9回目):2023年7月21日
	2	固体廃棄物処理系 固化材の変更	固体廃棄物処理系で使用する固化材を、現在使用しているプラスチックからセメントに変更する。	準備が整い次第、申請	
	2	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る変更許可後に申請	
	2	MOX燃料採用	取替燃料の一部として、原子炉でMOX燃料を使用する。	準備が整い次第、申請(※)	※2号機の再稼働時には原子炉にMOX燃料は装荷しない。
保安規定	2	新規制基準適合性確認	2号機の再稼働のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	(審査中)	<設置変更許可後の新規制基準適合性確認審査状況を踏まえた補正> 1回目:2023年1月31日 <原子炉建屋の水素防護対策> 新規制基準適合性確認に合わせて審査
	2	高経年化技術評価	高経年化技術評価の実施に伴い、長期施設管理方針を策定する。	(審査中)	<設置変更許可後の新規制基準適合性確認審査状況を踏まえた補正> 1回目:2023年2月28日 2回目:2023年7月20日
	2	MOX燃料採用	取替燃料の一部として原子炉でMOX燃料を使用することに伴い、内容の一部を変更する。	準備が整い次第、申請	
	1	廃止措置第2段階実施	廃止措置第2段階(原子炉本体周辺設備等解体撤去)実施に伴い、内容の一部を変更する。	廃止措置計画変更認可申請(第2段階計画追加)と合わせて申請	
	1、2、3	クリアランス測定評価	廃棄物の放射能濃度の測定および評価方法を定める条文を追加する。	クリアランス測定・評価方法認可後に申請	
ラッククリアランス	1、2	クリアランス測定・評価方法の認可申請	運転中に発生した低圧タービン系資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法について申請する。	(審査中)	補正:2023年4月20日
廃止措置	1	廃止措置第2段階計画	廃止措置第2段階(原子炉本体周辺設備等解体撤去期間)の計画を追加する。	準備が整い次第、申請	